

「藤枝市消防団応援の店」登録事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、藤枝市消防団員（以下「団員」という。）の確保及び加入を促進し、地域防災力の充実強化を図るために、団員及び家族等に対するサービス等の提供を行う「藤枝市消防団応援の店」（以下「応援の店」という。）登録事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 団員

藤枝市消防団条例（平成7年藤枝市条例第12号）第3条の規定により任用されている消防団員。

(2) 家族等

第9条第1項で定める藤枝市消防団応援の店消防団員・家族カード（以下「団員カード」という。）に署名した者及び、応援の店がサービス等の提供を認める団員の家族及び同伴者。

(3) サービス等

応援の店が提供する施設の利用料金又は商品価格の割引、記念品等の進呈その他応援の店が実施する各種サービス。

（サービス等の提供範囲）

第3条 サービス等の提供範囲は、団員及び家族等とする。

（応援の店の役割）

第4条 応援の店は、藤枝市が実施する事業趣旨を理解し、自らの責任のもとで、団員及び家族等に対し、サービス等の提供を行うものとする。

2 応援の店は、店舗の名称、所在地、提供するサービスの内容等の状況について、市長に対し報告を行うものとする。

（応援の店の登録）

第5条 応援の店の登録を希望する店舗、企業及び施設等（以下「店舗」という。）は、藤枝市消防団応援の店登録申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を、市長に提出するものとする。

2 前項の申込書の提出は、店舗ごとに提出することを原則とする。ただし、店舗が複数ある場合は、代表店舗がまとめて提出することができるものとする。

3 市長は、申込みの内容を精査し、適当と認める者を応援の店に登録する。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する店舗等については、登録を行わない。

- (1) 公序良俗に反する者
- (2) 市の信用又は品位を害すると認められる者
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関わっている者
- (4) 藤枝市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員である者
- (5) 地域住民の利益を害すると認められる者
- (6) その他、市長が公益上登録しないことが適当と認める者

(表示証の交付等)

第6条 市長は、前条により登録したときは、申込者に藤枝市消防団応援の店登録決定通知書（第2号様式）及び表示証（第3号様式）を交付する。

(表示証の掲示等)

第7条 応援の店は、原則として店舗の見やすい場所に表示証を掲示するものとする。

2 応援の店は、自ら作成するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページその他の広告等に表示証のデザインを使用することができる。

(団員カードの交付等)

第8条 市長は、団員に対し団員カード（第4号様式）を交付する。

2 団員が希望する場合、同居する家族1名（以下「家族」という。）に限り団員カードを交付することができる。

3 団員及び家族は、藤枝市消防団を退団する場合、速やかに団員カードを返却しなければならない。

(団員カードの提示等)

第9条 団員及び家族は、団員カードを提示し団員及び家族であることを証明することにより、応援の店でサービス等の提供を受けることができるものとする。

(応援の店の情報の公表)

第10条 市長は、応援の店の名称及びサービス内容等について、藤枝市ホームページ等に掲載するものとする。

(登録の変更・廃止)

第11条 応援の店は、提供するサービス等を変更する場合又は応援の店の登録を廃止する場合、藤枝市消防団応援の店情報変更・廃止届（第5号様式）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第 12 条 市長は、応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき又は第 5 条第 3 項第 1 号から第 6 号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、登録を取り消すものとする。

(表示証の処分等)

第 13 条 第 11 条又は前条の規定により登録を廃止又は取り消された店舗は、速やかに表示証を返却するとともに、登録が継続しているとの誤解を与えないよう、速やかに必要な対応をとらなければならない。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

申 込 日 年 月 日

藤枝市長 宛

藤枝市消防団応援の店登録申込書

「藤枝市消防団応援の店」として登録したいので、次のとおり申し込みます。

ふ り が な	
店 舗 等 の 名 称 ※	【業種：飲食・販売・その他（ ）】
所 在 地 ※	〒 -
ふ り が な	
代 表 者 氏 名	(役 職 名 :)
担 当 者	部 署 名 :
部 署 名 ・ 氏 名	氏 名 :
電 話 番 号 ※	
F A X 番 号 ※	
E-mail ※	
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス ※	
営 業 時 間 ※	時 分 ～
定 休 日 ※	
提 供 す る サ ー ビ ス 等 の 内 容 ※	
備 考 ※	
本事業所は、要綱第5条第3項の（１）～（６）に該当する店舗等ではないことを宣誓します。	

第 2 号様式（第 6 条関係）

藤枝市消防団応援の店登録決定通知書

貴店舗等を、藤枝市消防団応援の店として登録したので通知します。

登録番号

企業・店舗名

登録日 年 月 日

藤枝市長

印

第 3 号様式（第 6 条関係）

（縦 21 センチメートル 横 9.5 センチメートル）



第 4 号様式（第 8 条関係）

（縦 86 ミリメートル 横 54 ミリメートル）

（表面）



（裏面）

藤枝市消防団

分団

団員氏名

（署名）

同居家族氏名 ※同意の家族1名に限ります。

（署名）

< 注 意 事 項 >

- 1 藤枝市消防団応援の店登録店舗でこのカードを提示してください。カードを提示しない場合、サービスを受けることができません。
- 2 このカードは署名した消防団員及び家族本人のみ有効となります。他人への譲渡や貸与等はできません。
- 3 消防団を退団した場合、このカードは速やかに破棄してください。

お問い合わせ先

静岡県藤枝市地域防災課
TEL/054-641-9200

藤枝市長 様

登録番号

代表者氏名

藤枝市消防団応援の店登録情報の変更（廃止）をしたいので、次のとおり届け出ます。

1 変更（廃止）理由

2 変更内容

3 変更（廃止）期日 年 月 日

備考 届出を行う店舗が複数ある場合は、代表店舗がまとめて届出書及び店舗一覧を藤枝市長に提出してください。